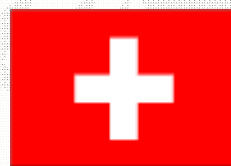
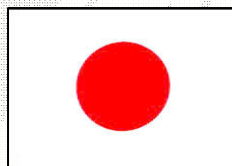


日スイス経済連携協定



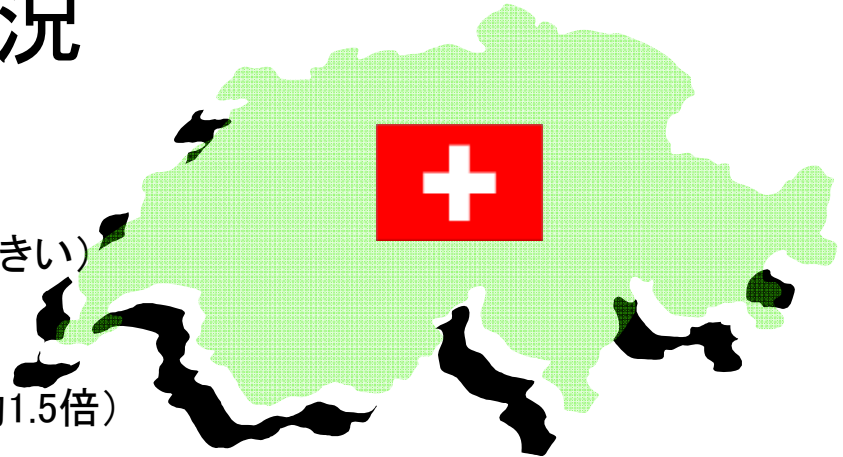
平成21年9月

財務省関税局経済連携室

スイス概況

○ 基礎データ

面積: 約4.1万平方キロメートル(九州本島よりやや大きい)
人口: 約759万人(2007年)(日本の約17分の1)
GDP: 約4,271億ドル(2007年)(日本の約10分の1)
一人当たりGDP: 約53,340ドル(2006年)(日本の約1.5倍)



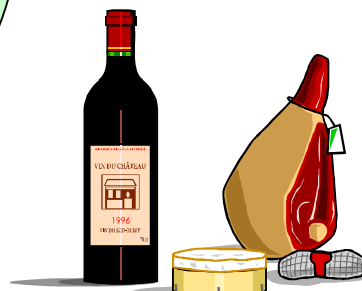
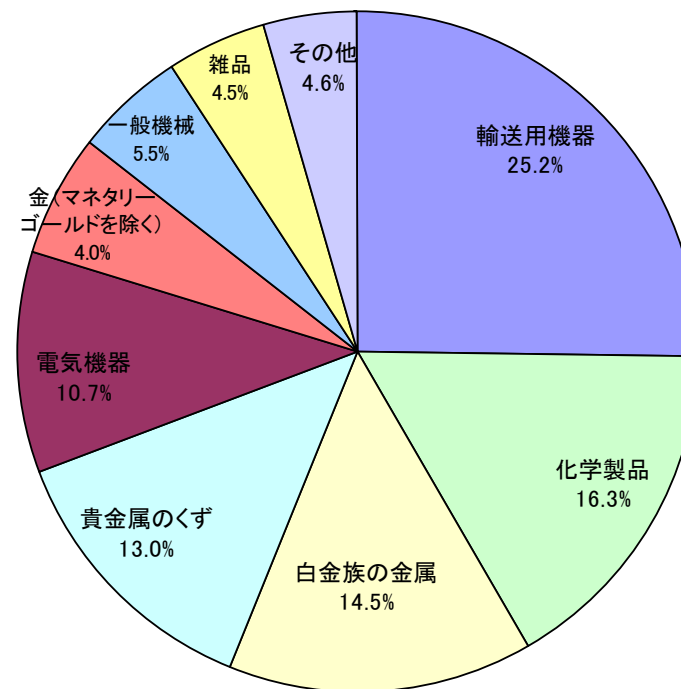
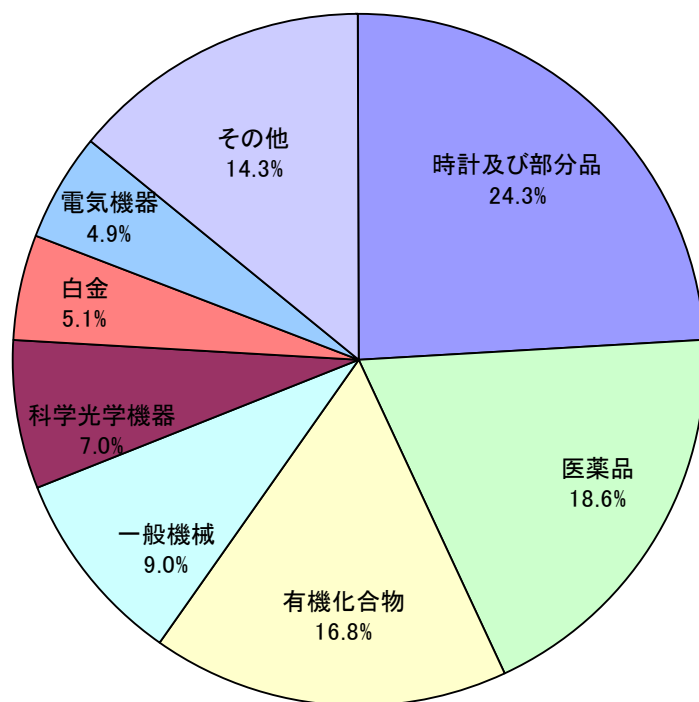
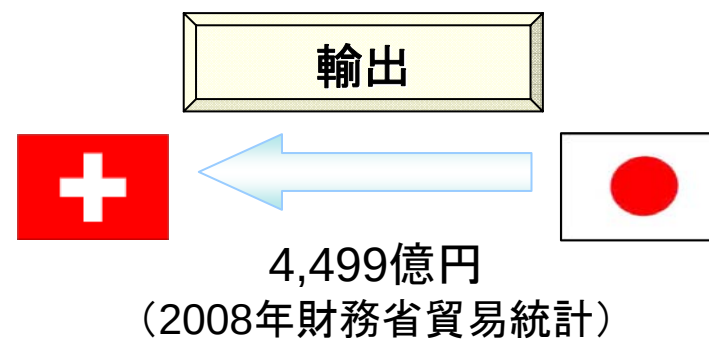
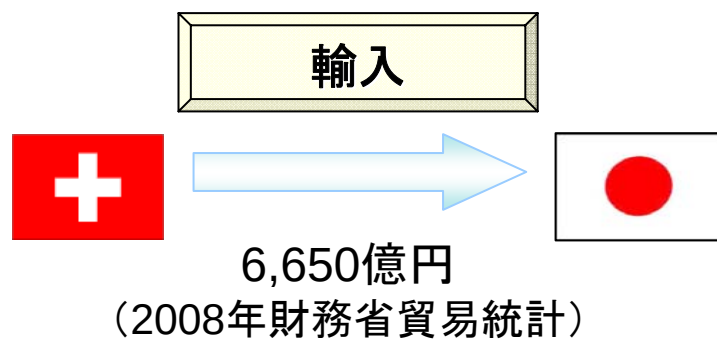
○ 日スイス間経済関係

貿易関係: 日本→スイス: 4,499億円(主な品目: 乗用車、デジタルカメラ及び白金)(2008年)、
スイス→日本: 6,650億円(主な品目: 腕時計及び医薬品)(2008年)。
スイスにとって、日本は第10位の貿易相手(2008年)。
日本にとって、スイスは第30位の貿易相手(2008年)。
投資関係: スイスの日本への直接投資残高(2007年末): 4,460億円。
日本にとって、スイスは 米国、オランダ、フランス等に次ぐ第6位の投資受入国。

○ スイスのFTA(括弧内は発効年)

スイスはEFTA(1960年)の加盟国。
スイス単独で締結しているものとして、EC(1973年)、フェロー諸島(1995年)。
EFTAとしては、トルコ、シンガポール、韓国等の17の国・地域等と締結済。

日スイス間の貿易の概況



日スイス協定交渉の経緯

- 2005年4月：日・スイス首脳会談において、政府間共同研究会の開始を決定。
- 2005年10月～2006年11月：5回の共同研究会を開催。
- 2007年1月：日スイス首脳電話会談において交渉開始を決定。
- 2007年5月～2008年9月：8回の交渉会合を開催。
- 2008年9月、大筋合意。
- 2009年2月19日：署名（日本側：中曽根外務大臣、スイス側：ドリス・ロイタード副大統領兼経済大臣）

日スイスEPAの構成

第1章 総則

第2章 物品の貿易

第3章 税関手続及び 貿易円滑化

第4章 衛生植物検疫措置

第5章 強制規格、任意規格 及び適合性評価手続

第6章 サービスの貿易

第7章 自然人の移動

第8章 電子商取引

第9章 投資

第10章 競争

第11章 知的財産

第12章 政府調達

第13章 経済関係の緊密化

第14章 紛争解決

第15章 協定の運営

第16章 最終規定

附属書1
第15条に関する表(関税)

附属書2
原産地規則

附属書3
留保に係る表(サービス)

附属書4
サービスの国内規制に関する規律

附属書5
サービス提供者の資格の承認

附属書6
金融サービス

附属書7
電気通信サービス

附属書8
自然人の移動に関する特定の約束

附属書9
留保に係る表(投資)

附属書10
地理的表示

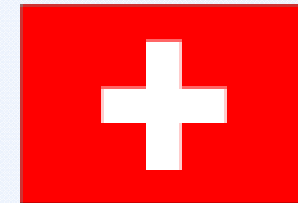
日スイスEPAにおける物品の貿易

往復貿易額の99%以上を協定発効から10年以内に関税撤廃



輸入額の無税割合: 99%以上

輸出額の無税割合: 99%以上



(出典) 輸入額: 2006年財務省貿易統計、輸出額: 2006 スイス側貿易統計

日本側の譲許内容

鉱工業分野

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃

農林水産分野

(主なスイス側関心品目)

品目	現行関税率	交渉の結果
インスタントコーヒー	8.8%	即時関税撤廃
アロマオイル	0~3.2%	
ペクチン(食品添加物)	3.0%	
ボトルワイン(2ℓ以下)	15%又は125円/ℓのうちいずれか低い税率、ただしその税率が67円/ℓを下回る場合は67円/ℓ	9年間で関税撤廃
一部のスイス特産ナチュラルチーズ	29.8%	関税割当を設定
無糖ココア調製品	21.3%	
チョコレート菓子	10%	

スイス側の譲許内容

鉱工業分野

すべての品目につき即時関税撤廃

農林水産分野

(主な日本側関心品目)

品目	現行関税率	交渉の結果
清酒	28CHF/100kg	即時関税撤廃
盆栽	5.2~500CHF/100kg	
長いも	3CHF/100kg	
メロン	2CHF/100kg	
干し柿	10CHF/100kg	関税割当を設定
味噌	35CHF/100kg	
生鮮ぶどう	10, 15CHF/100kg	
桃	4CHF/100kg	
ネクタリン	4CHF/100kg	

日スイスEPA：日本側譲許表（区分）

表 4 欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目 （例：インスタントコーヒー、アロマオイル、ペクチン（食品添加物）等）
Bx	協定の発効日から「x+1」回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「x+1」回目で関税撤廃	段階的関税撤廃品目 x = 3, 5, 7, 9, 10, 12, 15 （初回：協定発効日、第2回目以降：4月1日） （例：煎ったコーヒー、乾燥果実、ボトルワイン、プラスチック、石油製品等）
Pa-Pm	協定発効時から約束した税率を適用 （現行税率等からの即時関税引下げ）	税率約束品目 （例：ワッフル・ウェハー、フルーツピューレ等）
Pn	段階的関税引き下げ	段階的関税引下品目 （例：一部の皮革・履物）
Q	関税割当を設定	関税割当品目 （例：一部のスイス特産ナチュラルチーズ、チョコレート菓子、無糖ココア調製品等）
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目 （例：米麦、米麦調製品、牛肉、豚肉、水産 I Q 品等）

日スイスEPAの概要： 日本側譲許表（注釈）

表5欄	内 容
(Qa)	関税割当の条件：乾燥牛肉 割当数量：1年目 2トン→6年目以降 10トン、枠内税率80.75円/kg
(Qb)	関税割当の条件：一部のスイス特産ナチュラルチーズ 割当数量：1年目 600トン→11年目以降 1,000トン、 枠内税率：6年間で29.8%から14.9%まで毎年均等に引下げ （注：品種証明が必要（p.15参照））
(Qc)	関税割当の条件：砂糖菓子 割当数量：毎年 100トン、枠内税率：20.0%
(Qd)	関税割当の条件：無糖ココア調製品 割当数量：毎年 5トン、枠内税率：無税
(Qe)	関税割当の条件：チョコレート菓子 割当数量：毎年 1500トン、枠内税率：8%
(Qf)	関税割当の条件：チーズ調製品＊ 割当数量：毎年 23トン、枠内税率：21.0% （注：品種証明が必要（p.15参照）） ＊チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの（容器とも一つの重量が0.9kg以下のものに限る）

日スイスEPAの概要：日本側譲許表（関税割当制度）

管理方式	内 容
輸出国管理方式	➤ 物資所管省（農林水産省）が、輸入者の関税割当申請に対し、 <u>相手国が輸出ごとに発給する証明書に基づき</u> 、約束数量の範囲内で <u>先着順に</u> 割当てを行い、関税割当証明書を発給する。（関税暫定措置法第8条の6第2項）
	乾燥牛肉
輸入国管理方式	➤ 物資所管省（農林水産省）が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、 <u>事前に</u> 割当てを行い、関税割当証明書を発給する。（関税暫定措置法第8条の6第1項）
	一部のスイス特産ナチュラルチーズ、砂糖菓子、無糖ココア調製品、チョコレート菓子、チーズ調製品

MFN逆転現象への対応

⇒日スイスEPAでは、MFN逆転現象は生じない。

(参考)日スイスEPA第15条第2項

- 2 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率(注:MFN税率)が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率(注:日スイスEPAの譲許表の税率)より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率(注:MFN税率)を適用する。

※ 日ブルネイEPA(第16条第5項)及び日インドネシアEPA(第20条第6項)では、協定本体に同様に規定することで対応し、日ASEAN EPAでは、附属書1第12部第1節第5項において日本への輸入に関して逆転現象が生じない旨を規定している。

※ 日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日チリEPA、日フィリピンEPAについては、上記と同様の規定が無いため、一定期間MFN税率よりも高いEPA税率が適用される可能性がある(MFN逆転現象)。税関ホームページで、MFN逆転対象品目のリストを掲載し、逆転現象に注意するよう情報提供している。

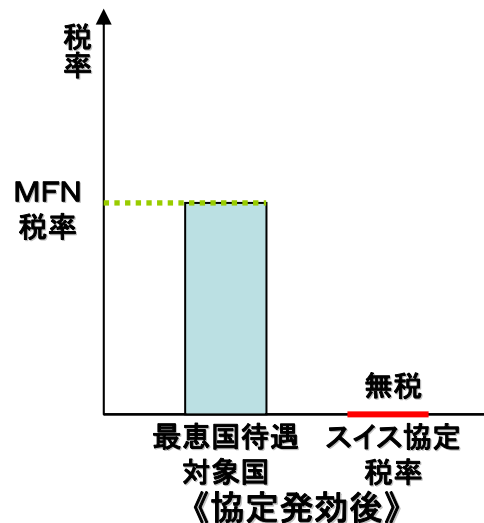
(参考)各EPAの逆転品目のリスト(税関ホームページ)

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm

日スイスEPA：二国間セーフガード制度

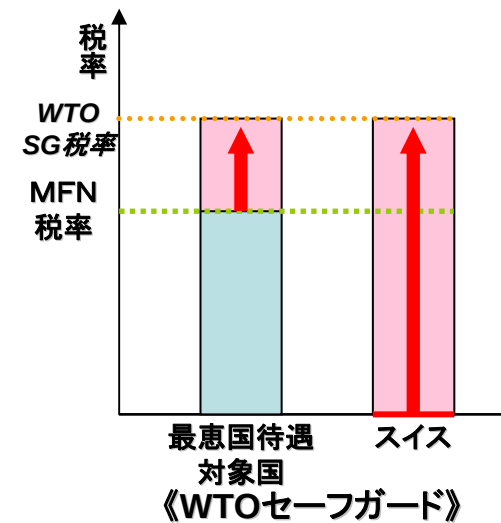
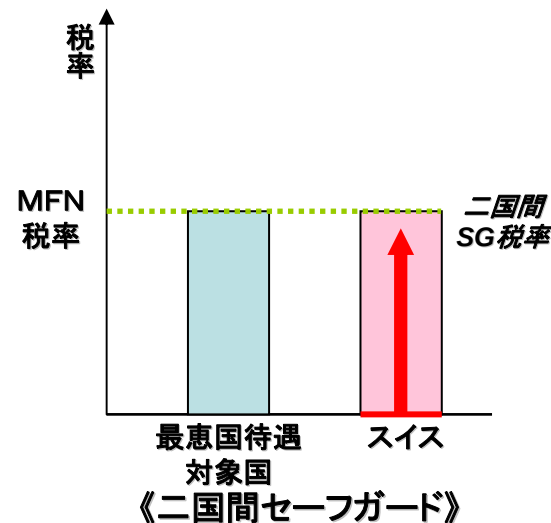
協定で定める関税の撤廃又は引下げの結果、輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが発生した場合に、二国間の緊急措置として関税譲許の約束を一時的に撤回できることとし、その内容及び手続を規定。

○日スイスEPAで無税譲許した品目の税率(協定発効後)



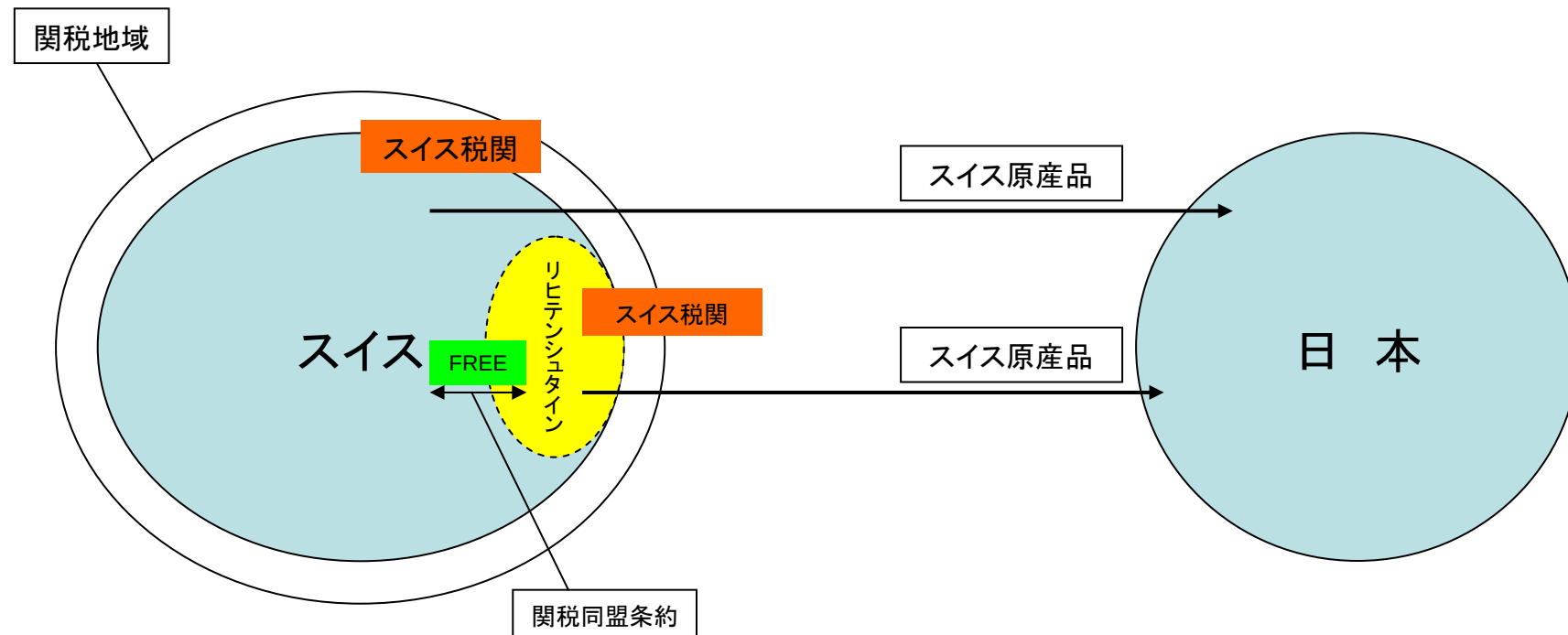
発動

○二国間セーフガード発動後



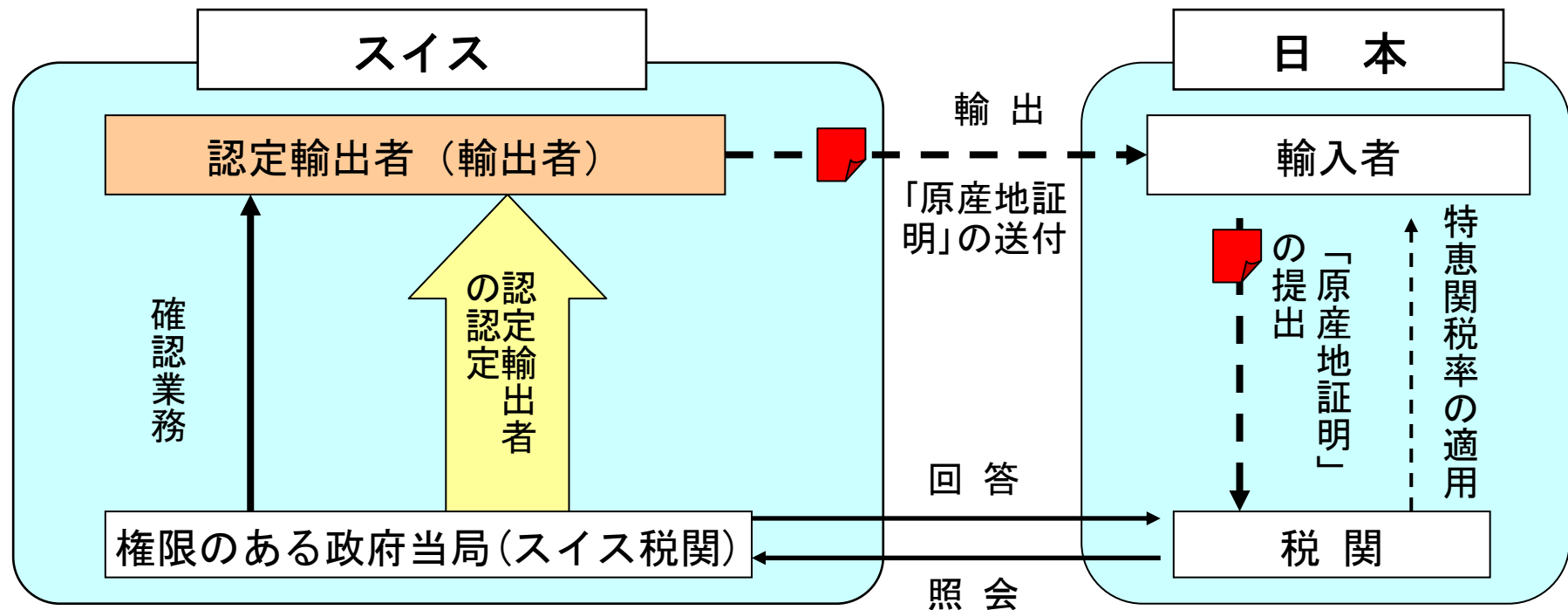
- ・ 発動要件: 輸入の相対的又は絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ
- ・ 措置内容: 発動時または協定発効の直前の実行税率の低い方までの関税引き上げ等
- ・ 発動期間: 原則2年以内、例外的に3年まで可能
- ・ 暫定措置: 200日以内の暫定的関税引上げ等
- ・ 調査手続: 調査(1年以内)を行った上で発動措置

日スイスEPAにおける特惠待遇の対象産品



- ・日スイス経済連携協定の締約国は日本及びスイス(協定前文)
- ・スイス領域に加え、リヒテンシュタイン領域も含めてスイスの「関税地域」と定義(協定第3条)
- ・物品貿易についての適用範囲を「両締約国の関税地域間」で取引されるものと規定(協定12条等)
- ・リヒテンシュタイン領域も含むスイスの関税地域で得られた産品について、協定上の原産地規則の要件を満たすものは、『スイス原産品』となる(協定附属書2第2条)

認定輸出者による自己証明制度の概要



認定輸出者による自己証明制度

輸出締約国の原産地証明書発給当局から一定の基準を満たしているとして予め認定を受けた輸出者（認定輸出者）が、自ら作成したインボイス等の商業上の書類に輸出貨物が原産品である旨の申告を記入した上で、当該インボイス等を輸入国に提出することにより、EPA上の特惠待遇を得ることを可能とするもの。

第三者証明制度と認定輸出者による自己証明制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能。

⇒ この結果、締約国の輸出者にとって原産品の証明方式の選択肢が増えるとともに、原産地証明にかかる費用や時間が削減され、輸出手続きが円滑となり、貿易が促進されることが期待される。

認定輸出者の認定を行う当局⇒スイス側：スイス税関、日本側：経済産業省。

本制度の導入に伴い、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」を改正。

一部のスイ斯特産ナチュラルチーズ、チーズ調製品の品種証明

認定輸出者による自己証明の場合

インボイス等の商業書類

それぞれ記入

“The exporter of the products covered by this document (Authorization No ... (1)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... (2) preferential origin.” (1) 認定輸出者の番号 (2) 原産国

原産性に係る申告

スイス税関発給の原産地証明書の場合

“The exporter also declares that these products are classified as ... (Note 1).”

(注) Note 1には、チーズの場合は譲許表付録の各チーズの番号 (Qb-1、Qb-2...) を記載し、チーズ調製品の場合には譲許表の注釈記号 (Qf) を記載

品種に係る申告

チーズのリスト(譲許表付録(抄訳))

Qb-1	2008年12月31日において効力を有しているスイス法令に従い、AOCとして登録されているエメンタール
Qb-2	2008年12月31日において効力を有しているスイス法令に従い、AOCとして登録されているグリュイエール
Qb-3	2008年12月31日において効力を有しているスイス法令に従い、AOCとして登録されているスプリンツ
.	.
.	.
.	.

“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as ... (Note 1).”

品種に係る申告

1) If goods are not packed, indicate number of articles or state “in bulk” as appropriate.

2) Complete only where the regulations of the exporting country require.

1. Exporter (Name, full address, country)		N°	
3. Consignee (Name, full address, country) (Optional)		2. Certificate used in preferential trade between and (insert appropriate countries, group of countries or territories)	
6. Transport details (Optional)		4. Country, in which the goods are considered as originating	5. Country of destination
7. Remarks			
8. Item number; marks and numbers; number and kind of packages (1); description of goods		9. Gross weight (kg) or other measure (l, m³, etc.)	10. Invoices (Optional)
11. ENDORSEMENT Declaration certified Export document (2) Form No. Stamp From Office Issuing country Date (Signature)		12. DECLARATION BY THE EXPORTER I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required for the issue of this certificate. Place and date: (Signature)	

品名

(注) 課税価格が20万円以下の貨物の場合には、提出不要

その他の分野

譲許表及び品目別規則

- 2007年版HSに基づく譲許表及び品目別規則表(原産地規則)を策定。

税関手続

- 税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化・調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進。

知的財産

- 幅広い分野における知的財産の保護及び強化並びに模倣品・海賊版対策を含む権利行使の面での協力について従来の国際約束を上回る内容を規定。

サービスの貿易

- 市場アクセス、内国民待遇等につきネガリスト方式で現行の規制水準を約束する等、WTOを大きく越える自由化を約束。

電子商取引

- 我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置し、電子商取引の促進の観点から、WTOにおける電子送信に対する関税不賦課の恒久化へ向けた協力、デジタル製品の無差別待遇等について規定。